

道州制特別区域基本方針の一部変更について

〔平成 28 年 2 月 日〕
閣 議 決 定 案

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 5 条第 4 項及び第 6 条第 3 項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）の一部を次のように変更する。

2. (2) 中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

3. (1) ②ア ii) 中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

3. (2) 中「平成 23 年度」を「平成 27 年度」に、「平成 28 年 3 月 31 日までの 9 年間」を「平成 33 年 3 月 31 日までの 14 年間」に、「内閣官房」を「内閣府」に改める。

別表 1 中第 1 号、第 5 号及び第 6 号を削り、第 2 号から第 4 号まで及び第 7 号をそれぞれ別紙 1 のように改め、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号を第 7 号とする。

別表 2 第 7 号及び第 9 号をそれぞれ別紙 2 のように改める。

別表 3 第 11 号から第 13 号までをそれぞれ別紙 3 のように改め、同表に別紙 4 の 1 号を加える。

なお、2. (2) の変更及び 3. (2) 中「内閣官房」を「内閣府」に改める変更は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別紙 1

番号	1
事務・事業の名称	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 24 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定 2 生活保護法第 49 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る指定の更新 3 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理 4 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し 5 生活保護法第 55 条の 3 の規定による 1 の病院等に係る告示 6 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理 7 生活保護法施行規則第 10 条第 3 項の規定による 1 の病院等に係る指定の更新の申請書の受理 8 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理 9 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	2
事務・事業の名称	生活保護法第54条の2第1項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法第54条の2第1項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第24条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定 2 生活保護法第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理 3 生活保護法第54条の2第4項の規定において準用する同法第51条第2項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し 4 生活保護法第55条の3の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示 5 生活保護法施行規則第10条の6第1項の規定による1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理 6 生活保護法施行規則第14条第3項に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理 7 生活保護法施行規則第15条に規定する1の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	3
事務・事業の名称	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、経済産業大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商工会議所法第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可 2 商工会議所法第 46 条第 4 項の規定において準用する同法第 27 条第 3 項の関係市町村長の意見の聴取 3 上記 1 の定款の変更の認可に関する商工会議所法第 46 条第 4 項及び第 60 条第 4 項の規定において準用する同法第 28 条の認可又は不認可の通知 4 商工会議所法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可 5 商工会議所法第 46 条第 2 項及び商工会議所法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 52 号）第 6 条第 1 項の規定による 1 の商工会議所の定款の変更の認可の申請書の受理 6 商工会議所法第 60 条第 2 項及び商工会議所法施行規則第 8 条の規定による商工会議所の解散の認可の申請書（様式については、同規則様式第 7 の特例を講ずる。）の受理
関係省庁	経済産業省

番号	4
事務・事業の名称	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 1 項の規定による危険猟法（ケタミン及びその塩類、キシラジン及びその塩類又はメデトミジン及びその塩類を使用する猟法に限る。）の許可に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る申請の受理 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る有効期間の設定 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る条件の付与 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証（様式については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 15 号の特例を講ずる。）の交付 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 9 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理 8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 10 項の規定による 1 の許可に係る必要な措置の命令 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 11 項の規定による 1 の許可に係る許可の取消し 10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項の規定による 1 の許可に係る申請書の受理 11 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

	<p>第 46 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る必要と認める書類の提出要求</p> <p>12 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付の申請書の受理</p> <p>13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の氏名又は住所の変更の届出の受理</p> <p>14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の亡失の届出の受理</p> <p>15 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第 46 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理</p>
関係省庁	環境省

別紙 2

番号	7
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。第1次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。第2次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。第3次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。第5次一括法）の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成28年通常国会に提出することを予定している。</p>
関係省庁	内閣府、総務省

番号	9
措置の名称	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 48 条に規定する自家用有償旅客運送の実施主体の弾力化及び同規則第 49 条に規定する旅客の範囲の拡大を図るため、平成 26 年度に同規則を改正した。
関係省庁	国土交通省

別紙 3

番号	11
措置の名称	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出
措置の内容	<p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の 6 第 1 項に規定する自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録に際して必要となる同法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号に定める合意については、書面による協議が可能である旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号自動車局長通達）を発出し、周知している。</p> <p>また、市町村運営有償運送（交通空白輸送）において、デマンド運行を行う路線（道路運送法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の路線をいう。）を字等の区域単位で設定することができる旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号自動車局長通達）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	国土交通省

番号	12
措置の名称	無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出
措置の内容	現行制度で無償運送として実施可能な範囲及び北海道においてタクシー事業者の営業所が存在しない市町村におけるタクシー事業の参入要件について、北海道運輸局自動車交通部長宛に「北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の明確化等について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国自旅第 634 号自動車局旅客課長通達）を発出し、周知している。
関係省庁	国土交通省

番号	13
措置の名称	特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等
措置の内容	<p>平成 24 年 4 月 1 日から改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）が施行されることにつき、国税庁はこれまで認定事務の一般的なノウハウを各種説明会等を通じて地方団体に提供してきており、今後も地方団体の要望を踏まえ同様に対応していくこととしている旨、また、同法においては、国税、地方税の賦課・徴収の両面において納税義務を遵守していないことを示す滞納処分及び重加算税賦課決定処分について、税務当局が認定特定非営利活動法人等にこれら処分を行ったことを新たに欠格事由とし（第 47 条）、これら処分の有無について、所轄庁が国税庁長官等の意見を聴くことができる規定（第 48 条、第 65 条第 7 項、第 67 条第 4 項）、及び、当該事由があると疑うに足りる相当な理由があるため所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、国税庁長官等が所轄庁に対して意見を述べるることができる規定（第 68 条第 2 項）（いわゆる双方向の情報共有規定）が措置済みである旨、北海道環境生活部長宛に「特定非営利活動促進法における国税庁との連携について」（平成 24 年 3 月 30 日付け府市第 192 号内閣府大臣官房市民活動促進課長通知）を発出し、周知している。</p> <p>また、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、所要の地方財政措置が講じられている。</p>
関係省庁	内閣府、国税庁

別紙 4

番号	14
措置の名称	構造方法等の認定に関する通知の発出
措置の内容	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 1 項に規定する構造方法等の認定について、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付（申請書類については、対面による確認の必要性が比較的低い建築材料等の認定に係るものに限る。）を可能とする旨を、平成 27 年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	国土交通省